

都道府県知事
殿
政令市長

環境省水・大気環境局長

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 6 号）及び汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 7 号）が、令和 4 年 3 月 24 日に公布された。なお、この改正は令和 4 年 7 月 1 日に施行される。

貴職におかれては、この改正の円滑かつ適正な運用について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管内市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

1. 土壤汚染対策法施行規則の改正

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）においては、土壤汚染に関する調査の契機を広く確保するために、法第 4 条第 1 項において、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出（以下「形質変更届」という。）の義務規定を設けているところである。

当該形質変更届については、令和元年度には全国で合計 11,227 件ののぼり、そのうち 79 件について調査命令が発出されており、土壤汚染に関する調査の契機を数多く確保できている一方で、事業者や自治体の事務負担も少なくない状況となっている。

とりわけ、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 23 条第 2 項第 2 号に基づき、「土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合」に添付することとされている「当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書」（以下「同意書」という。）については、共有地等の土地の所有者が非常に多数となる場合などに大きな負担となることが明らかとなってきた。

今般、地方分権改革の一環として自治体からいただいた提案や環境省において実施した実態調査の結果を踏まえ、形質変更届において、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）でない場合に添付を必須としている同意書の規定について、所要の改正を行うこととする。

2. 汚染土壌処理業に関する省令の改正

法においては、汚染土壌処理施設の処理能力等を変更する際に都道府県知事の許可が必要となるが、法第 23 条第 1 項ただし書において、その変更が環境省令で定める軽微な変更（以下、単に「軽微変更」という。）であるときは、この限りでないとされている。軽微変更の対象については、汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）第 9 条において、当該変更によって処理能力が 10%未満減少するものとしてきたところ。

一方、自治体の提案や、環境省において実施した実態調査の結果から、例えば受入設備に屋根を設けるような処理の根幹に係らない設備の変更であって、その変更に伴って生活環境に対する影響が増大するに至らない変更も少なからず存在し、事業者や自治体の事務負担も少なくなることが明らかとなってきた。

このことを踏まえ、汚染土壌処理施設の処理能力等の変更に係る手続のうち、許可を要しない軽微な変更の規定について、所要の改正を行うこととする。

第 2 改正の内容

1. 一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更（規則第 23 条第 2 項第 2 号）

土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合において、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとする。なお、従前の同意書についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば、「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に該当することとして扱う運用を想定している。

添付書類を「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」とするのは、法第 4 条第 3 項の規定に基づく調査を必要とする場合に、あらかじめ土地の所有者等の所在を明らかとすることによって、都道府県等の円滑な調査命令発出を担保する必要があることによるものである。

2. 汚染土壌処理施設に関する軽微な変更の規定の変更（処理業省令第 9 条）

法第 23 条第 1 項の環境省令で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

○汚染土壌処理施設の種類の変更

○汚染土壌処理施設の構造の変更であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

処理の根幹となる設備の変更（浄化等処理施設のうち、浄化を行うための施設にあっては浄化設備、溶融を行うための施設にあっては溶融設備、不溶化を行うための施設にあっては反応設備、セメント製造施設にあっては熱処理設備、埋立処理施設にあっては

遮水構造、擁壁又はえん堤、分別等処理施設にあつては異物除去設備又は含水量調整設備、自然由来等土壌利用施設にあつては全ての設備)

悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生、処理業省令第4条第1号りに掲げる排水基準、同号又に掲げる排除基準又は排出口から大気に排出される同号ヲに掲げる大気有害物質の量に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）

○汚染土壌処理施設の処理能力の増大

○汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更

第3 関係通知の改正

上記改正内容等を踏まえ、環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和4年7月1日から適用する。

(別添)

令和4年3月24日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知） 一部改正新旧対照表 （令和4年3月24日環境省令第6号、第7号による改正前後の比較版）

(傍線部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第3 土壤汚染状況調査</p> <p>1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査</p> <p>(5) 土壤汚染状況調査の方法</p> <p>③ 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等</p> <p>ウ. 汚染のおそれの由来に応じた区分</p> <p>調査実施者は、試料採取等対象物質ごとに、以下の汚染のおそれの由来に応じた区分ごとに、当該区分ごとに定められた方法により、試料採取等を行う区画の選定等を行うこととした（規則第3条第6項）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（自然由来盛土等（(7)参照）に使用した土壤があると認められる場合を含む。）は、(7)の方法・ 土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正10年法	<p>第3 土壤汚染状況調査</p> <p>1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査</p> <p>(5) 土壤汚染状況調査の方法</p> <p>③ 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等</p> <p>ウ. 汚染のおそれの由来に応じた区分</p> <p>調査実施者は、試料採取等対象物質ごとに、以下の汚染のおそれの由来に応じた区分ごとに、当該区分ごとに定められた方法により、試料採取等を行う区画の選定等を行うこととした（規則第3条第6項）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（自然由来盛土等（(7)参照）に使用した土壤があると認められる場合を含む。）は、(7)の方法・ 土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正10年法

律第57号) による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合は、(8)の方法

- ・ 土壤汚染状況調査の対象地の汚染が自然又は水面埋立てに用いられた土砂以外 (以下「人為等」という。) に由来するおそれがあると認められる場合は、(6)の方法

なお、試料採取等を行う区画の選定等は、土壤汚染状況調査の対象地のうち、それぞれの汚染のおそれの由来に係る土地を対象に行うこととなる((6)①、(7)①、(8)①参照)。したがって、一の土壤汚染状況調査の対象地において、複数の汚染のおそれの由来がある場合は、それぞれの汚染のおそれの由来について調査する調査対象地を定めて調査を実施する必要があることに留意されたい。

2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(2) 土地の形質の変更の届出

② 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の

律第57号) による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合は、(8)の方法

- ・ 土壤汚染状況調査の対象地の汚染が自然又は水面埋立てに用いられた土砂以外 (以下、「人為等」という。) に由来するおそれがあると認められる場合は、(6)の方法

なお、試料採取等を行う区画の選定等は、土壤汚染状況調査の対象地のうち、それぞれの汚染のおそれの由来に係る土地を対象に行うこととなる((6)①、(7)①、(8)①参照)。したがって、一の土壤汚染状況調査の対象地において、複数の汚染のおそれの由来がある場合は、それぞれの汚染のおそれの由来について調査する調査対象地を定めて調査を実施する必要があることに留意されたい。

2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(2) 土地の形質の変更の届出

② 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の

発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

なお、届出義務者が土地の所有者等でない場合にあっては、当該届出や法第4条第3項の命令が発出される可能性について、届出義務者から土地の所有者等に対して十分な説明を行うように指導されたい。

③ 届出の際の添付図面及び書類

当該届出に当たっては、届出書に添えて、ア．土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図及びイ．土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を提出しなければならない（規則第23条第2項）。

このうち、アについては、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する。

また、イについては、登記事項証明書を例示しているがそれに限るものではない。例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかに

発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

③ 届出の際の添付図面及び書類

当該届出に当たっては、届出書に添えて、ア．土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図及びイ．土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書を提出しなければならない（規則第23条第2項）。

このうち、アについては、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する。

また、イについては、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定される。

する書面として、公共施設の占有許可証等が想定される。

さらに、届出事項について、法第4条第3項の命令又は第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより1メートル深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を900平方メートル以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第24条第3号、第4号）。

第5 汚染土壤の搬出等に関する規制

2. 汚染土壤処理業

(8) 変更の許可等

① 変更の許可

汚染土壤処理業者は、(2)の許可申請の際に届け出た汚染土壤処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態に変更が生じた場合には、汚染土壤の適正な処理ができなくなるおそれがあることから、その変更について、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしている。ただし、汚染土壤処理業者の名称の変更等汚染土壤処理施設における汚染土壤の適正な処理の確保に影響のない軽微な変更

さらに、届出事項について、法第4条第3項の命令又は第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより1メートル深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を900平方メートル以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第24条第3号、第4号）。

第5 汚染土壤の搬出等に関する規制

2. 汚染土壤処理業

(8) 変更の許可等

① 変更の許可

汚染土壤処理業者は、(2)の許可申請の際に届け出た汚染土壤処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態に変更が生じた場合には、汚染土壤の適正な処理ができなくなるおそれがあることから、その変更について、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしている。ただし、汚染土壤処理業者の名称の変更等汚染土壤処理施設における汚染土壤の適正な処理の確保に影響のない軽微な変更

として環境省令で定める事項については、変更の許可の申請をする必要がないものとしている（法第23条第1項ただし書）。

「軽微な変更」とは、申請書に記載した事項の変更であって、処理業省令第9条の各号のいずれにも該当しないものとする（処理業省令第9条）。

「汚染土壌処理施設の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壌処理施設の事業場内において、申請書に記載した同令第1条各号に掲げる施設の種類を追加したり、削減したりする場合が該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壌の浄化プラント、かつ、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚染土壌処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壌処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。このうち、汚染土壌処理施設の種類に対応した各主要設備の変更、悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生に係る変更、排水基準の適合に係る変更、排除基準の適合に係る変更及び排出口から大気に排出される第四条第一号㉟(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の許容限度への適合に係

として環境省令で定める事項については、変更の許可の申請をする必要がないものとしている（法第23条第1項ただし書）。

「軽微な変更」とは、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が10パーセント未満であるものとする（処理業省令第9条）。例えば、汚染土壌処理施設の稼働時間が減少したことにより、処理能力が10パーセント未満減少した場合等が考えられる。

「汚染土壌処理施設の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壌処理施設の事業場内において、申請書に記載した同令第1条各号に掲げる施設の種類を追加したり、削減したりする場合が該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壌の浄化プラント、かつ、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚染土壌処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壌処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する。

る変更については、変更許可の対象となる。ただし、申請書に記載した構造（当該構造について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の変更が軽微な変更該当する場合、②の変更の届出の対象となることは、前述のとおりである。例えば、分別等処理施設にあっては、異物除去設備又は含水量調整設備に係る変更は変更許可の対象となるが、受入設備に新たに屋根を設ける場合等は軽微な変更の届出の対象となる。

「悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生に係る変更」とは、汚染土壌処理施設における構造の変更のうち、悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生を伴う全ての変更を指す（周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）。

「排水基準の適合に係る変更」とは、主として処理業省令第4条第1号りに掲げる設備の変更を指すが、排水処理設備もしくは測定設備以外の変更であっても、基準への適合に影響を及ぼす変更である場合には本規定に該当する（周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）。

「排除基準の適合に係る変更」とは、主として処理業省令第4条第1号ヌに掲げる設備の変更を指すが、排水処理設備もしくは測定設備以外の変更であっても、基準への適合に影響を及ぼす変更である場合には本規定に該当する（周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）。

「排出口から大気に排出される第四条第一号ㄱ(1)から(6)までに掲

げる大気有害物質の許容限度への適合に係る変更」とは、主として処理業省令第4条第1号㉠に掲げる設備の変更を指すが、排ガス処理設備もしくは測定設備以外の変更であっても、許容限度への適合に影響を及ぼす変更である場合には本規定に該当する（周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）。

なお、「周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないもの」とは、当該変更以前に同条件下で汚染土壌を処理した場合と比較して生活環境に対する影響が増大しないことを指しており、例えば悪臭を抑制するもしくは変化がない設備改修であれば軽微な変更の届出で対応し、逆に許可基準内での変更であっても悪臭の発散が増大する懸念がある場合には、変更許可の対象とするとの趣旨の規定である。そのほかこの規定に該当する例としては、処理業省令第4条第1号㉠又は㉡に掲げる処理設備において、フィルタープレスと同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされないものに交換する場合や、処理業省令第4条第1号㉠に掲げる処理設備において電気集じん機をバグフィルターに変更する場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壌の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少については軽微な変更として②の変更の届出の対象となるため、変更許可の対象となるのは

「汚染土壌処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壌の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、申請書に記載した処理能力（当該処理能力について変更の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であって、当該減少の割合が10パーセント未満であるものが、軽微な変更として②の変更の

増大の場合のみである。

「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壌処理施設において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理を行っていた汚染土壌処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理をやめ、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみの処理を行おうとする場合等が該当する。

届出の対象となることは、前述のとおりである。

「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壌処理施設において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理を行っていた汚染土壌処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理をやめ、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみの処理を行おうとする場合等が該当する。